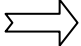
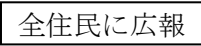
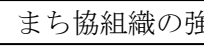


12月1日（土）定例役員会の主要な議題について

代表 中村 一雄

- (1) 「会則改正検討委員会」 11/24(土)第4回会議開催の報告について。
- 「会則改正（案）」 & 「意見・提案書」の7頁と「まちづくり基本条例」「市民参加条例」の資料を配布。
 - 座談会 第1回 第2回 第3回 第4回  計 5回議論
6/8(金) 8/24(金) 9/29(土) 11/4(日) 11/24(土)
 - ゆずり葉だより第48号(座談会) 第49号(素案) 第50号(原案)  全住民に広報
7/15 10/15 1/15
- (2) 宝塚市内のマンション自治会結成支援策・自治会連合会加入促進策の推進。  まち協組織の強化
- 100世帯以上市内22マンションが対象で内逆小校区7。
12/2(日)宝塚市役所会議室で開催。宝塚市長・自治会連合会長の連名で招集。
逆小校区7の出欠状況：11/26 締切り、出席3・欠席3・未提出1。
- (3) 「ネットワークづくり新年会」を1/12(土)11:30～13:00 逆瀬台ディサービスセンターで開催。
- 福祉コミュニティ支援事業（30,000円充当）、会費制(300円)パーティ。但し、子ども&75歳以上無料。
 - ゆずり葉コミュニティ役員・委員はもとより、個人参加、社協、小中校長を始め多数の参加を願い、会則改正の主旨でもある組織を機能させるために「ネットワークづくり」の民生委員、スポクラ21、逆小PTA、各種活動団体など直接呼びかけ。
- (4) 宝塚市長へ「まちづくり協議会情報研究会の成果報告会」（広報部事業）12/14(金)14:00～。
- 中村、岩崎、結城出席。
- (5) 阪神北県民局事業：（広報部事業）
- 地域見本市：11/25(日)パネル展示、テーマ「GIS(地理情報システム)の活用化」
 - にぎわい交流広場(アステ川西)：12/2(日)パネル展示、テーマ「健康づくりの散策路整備事業」
- (6) 宝塚市「団塊塾（づか塾）」から2名が課外講座で「ゆずり葉散策路」整備活動に参加。
- 12/7(金)AM8:00～10:00 実施。（健康福祉部事業）
- (7) 宝塚市中心市街地活性化基本計画「さかせ地域活性化事業」（地域住民と事業者の連携）。
- 12/13(木)18:30～20:30 アピアホール。アピア再生計画発表会。
- (8) 添付資料
- 「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」会則改正（案）

《添付資料》

「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」会則改正（案）

第1条（名 称）

本会は、「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」を正式名称とし、「ゆずり葉コミュニティ」を通称名とする。

第2条（会 員）

本会の会員は、逆瀬台小学校区の「6自治会員及び8管理組合員を主体」とする当該区域内に居住する総ての住民とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、「宝塚市逆瀬台6丁目1番1号逆瀬台小学校北館1階、ゆずり葉コミュニティルーム準備室内」に置く。

第4条（目的と活動）

地域住民参加による「文化知識の充実・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等、を目的とする地域活動を支援し、住民の相互交流の活性化を図ると共に、「心豊かなコミュニティづくり、住んで良かったと思えるまちづくり」を実現することを目指し、必要なあらゆる活動を行う。

第5条（役員会）

5-1：役員会は「別表Ⅰ」記載の逆瀬台小学校区内の「6自治会及び8管理組合」から選出された19名の「役員」で構成され、任期は4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし再任を妨げない。「役員」に欠員が生じたときは、前任の残任期間を任期とする新たな「役員」を選出する。

5-2：役員会は「会長」または「1／3以上の役員」の要請により開催され、「役員の1／2以上の出席」により成立する。ただし委任状をもって出席に代えることが出来る。

5-3：役員会は「逆瀬台小学校区住民の最高議決機関」とすると同時に「逆瀬台小学校区における“まちづくり”に関する諸問題を解決する「話し合いの場」である。

5-4：役員会での「話し合い」によって結論が得られないときは「会長」又は「1／3以上の役員」の要請により「議決」を行う。

5-5：「議決」は「別表Ⅱ」記載の「6自治会及び8管理組合の議決点数」の合計点数の多少により賛否を決する。

5-6：役員会は、会則の「制定」及び「改定」を行う権限を有する。

5-7：年度初頭の4月内に必ず開き、次条に定めた各項目を履行するための「役員会」を「総会」と称する。

第6条（総 会）

6-1：今年度の「会長」「監査役員」「事務局長」及び「活動局長」各1名を、今年度の「役員」から選任する。監査委員及び事務局と活動局の「委員」は、一般会員から選任する。

6-2：前年度「会長」「監査役員」「事務局長」及び「活動局長」が提出する、前年度の「事業報告書」「決算報告書」の承認を行う。

6-3：今年度「会長」「監査役員」「事務局長」及び「活動局長」が提出する、今年度の「事業計画書」「予算書」の承認を行う。

第7条（会長）

会長は「本会の代表者」として「対外窓口業務」を行うと共に「本会を統率」する。

第8条（会計監査）

構 成	員数	担 当 業 務
①監査役員	1名	「ゆずり葉コミュニティ」経理処理の監査業務を行う。
②監査委員	1名	監査役員の補佐業務を行う。

第9条（事務局）

構 成	員数	担 当 業 務
①事務局長	1名	事務局の統轄業務を行う。
②広報委員	2名	広報紙の発行、及びITの活用、による情報・宣伝業務を行う。
③書記委員	2名	書記業務、及び庶務業務を行う。
④経理委員	1名	「ゆずり葉コミュニティ」の経理業務を行う。
⑤専任経理委員	—	必要に応じ「役員会」により選任され「特定事業の経理業務」を行う。
⑥施設委員	1名	逆瀬台小学校、及び逆瀬台ディサービスセンター内の「ゆずり葉コミュニティ」の関係施設、及び備品の管理業務を行う。

第10条（活動局）

構 成	員数	担 当 業 務
①活動局長	1名	域内活動団体の「ゆずり葉コミュニティ」登録申請「受付」「審査」及び「許認可」業務、及び「ゆずり葉コミュニティ登録活動団体」への「支援」業務、を行う。
②活動委員	2名	活動局長の補佐業務を行う。

第11条（活動資金）

本会の活動資金は、助成金・協賛金・事業活動による収益金、等を充てる。

第12条（会計年度）

本会の「会計年度」は「本年の4月1日から翌年の3月31日までの期間」とする。

付 則

本会則は平成20年1月15日までに全会員に告知し、1ヶ月間の周知・準備期間を経て平成20年2月15日より施行する。

《付帯資料》 【別表Ⅰ：各自治会・管理組合の役員数（案）】、
【別表Ⅱ：各自治会・管理組合の議決点数（案）】（明細略）、
【図Ⅰ：逆瀬台小学校区まちづくり協議会組織概念図（案）】

別表Ⅰ：各自治会・管理組合の役員数（案）

自治会及びマンション管理組合	代議員数
逆瀬台自治会	2(名)
光ガ丘自治会	2
阪急青葉台自治会	2
宝梅園団地自治会	1
ゆずり葉台自治会	1
逆瀬台2丁目自治会	1
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	2
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	2
逆瀬川マンション団地管理組合法人	1
逆瀬川パークマンション管理組合	1
逆瀬台住宅管理組合	1
宝塚西山住宅管理組合	1
阪急逆瀬台マンション管理組合	1
シャンティー逆瀬川管理組合	1
合 計	19

※ 役員数は、次の基準により算定する。

301戸数以上2名、300戸数以下1名

別表Ⅱ：各自治会・管理組合の議決点数（案）明細略。

「議決点数」は、戸数とする。